

函館市会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年1月9日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第1号

函館市会計規則の一部を改正する規則

函館市会計規則（昭和39年函館市規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表1(2)の表ア中「， 銭亀沢漁業協同組合」を削る。

附 則

この規則は，令和6年2月1日から施行する。